

今後の進め方等について

社会保険診療に関する消費税の取扱いについての経緯

1. 総論

社会保険診療における消費税は非課税。医療機関等が仕入れにおいて負担する消費税（控除対象外消費税）は、過去消費税導入（平成元年）・引上げ（平成9年、平成26年、令和元年）時にそれぞれ、診療報酬へ上乗せすることで補てんをしている。

2. 平成26年（消費税8%引上げ時）の対応

- ① 消費税法等の一部改正法（平成24年法律第68号）に基づき、中医協・消費税分科会の場において、診療報酬とは別建ての高額投資対応の検討を議論。
- ② 議論の結果、別建ての高額投資対応は実施せず、消費税8%引上げ時の対応は診療報酬にて行うこととなった。
- ③ 診療報酬上の補てん見合いの点数配分の方法について議論を重ねた結果、基本診療料への点数上乗せを主とした対応を行うこととなった。

3. 令和元年（消費税10%引上げ時）の対応等

- ① 中医協・消費税分科会の場において、平成26年改定の診療報酬上の対応について、その補てん状況の把握を実施（※）。全体の補てん不足及び医療機関種別ごとの補てん率のばらつきが生じていること等が明らかになり、これに対する要因分析、より適切な補てん方法等について議論。

（※）平成27年には平成26年度の状況について、平成30年には平成28年度の状況について、それぞれ把握作業を実施。

平成27年には、当初「補てん状況にばらつきは見られたものの、マクロでは概ね補填されていることが確認された」旨の報告があり、その後、平成30年まで把握作業は行われなかった。しかしながら、平成30年作業時に、平成27年の報告内容に誤りがあったことが判明した。

- ② 議論を踏まえて、全体の補てん不足及び医療機関種別ごとの補てん率のばらつきを是正するため、5%から8%への引上げ時の内容も含めて配点方法の見直しを行ったうえで、消費税10%引上げに対応した診療報酬上の対応を実施。
- ③ なお、平成30年度の『「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の整理』においては、「消費税率10%への引上げ後の補てん状況については、必要なデータが揃い次第速やかに、かつ継続的に調査することとする。」とされた。

消費税10%への引上げに伴う補てん状況把握のスケジュール（案）

令和3年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
総会							● 医療経済実態 調査の報告 ● 消費税補てん 状況の報告
調査実施小委員会	● 医療経済実態調査の 実施案の承認						● 医療経済実態 調査の報告
消費税分科会				● 今後の進め方			● 消費税補てん 状況の報告
消費税補てん状況 把握						とりまとめ	
医療経済実態調査 (課税経費率の確認)			調査実施	調査集計・とりまとめ		支出データ 収入データ	
NDBデータ取得 (補てん状況の確認)				データ 取得			

消費税10%への引上げに伴う補てん状況の把握について（案）

○ 前回（平成30年度）に実施した方法に倣って、以下のとおり実施することとしたい。

1. 目的

令和元年に行われた、消費税率10%への引上げに伴う診療報酬による補てん（5%～10%部分）について、令和2年度の状況を把握する。

（※）薬価・特定保険医療材料は、税抜きの世界実勢価格に消費税を上乗せし、個々の薬価等に反映されているため、対象としない。

2. 補てん状況の把握方法について

○対象医療機関

現在実施中の第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査対象となっている医療機関等を対象とする。

○使用するデータ

個々の医療機関等について、収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分と、支出のうち課税経費の消費税相当額とを把握するため、以下のデータを使用する。

- ・ 収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分については、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数等のデータを使用する（令和2年度分のデータを収集）。
- ・ 支出のうち課税経費の消費税相当額については、第23回医療経済実態調査のデータを使用する（各医療機関における、令和3年3月末までに終了する直近の事業年度のデータを収集）。

（※）消費税率8%の期間と10%の期間が混在する事業年度については、当該期間の割合に応じた換算率を乗じることで、年間を通じて10%とした課税経費を推計する。

3. 補てん状況の把握のための収入と支出の対比について

個々の医療機関における補てん状況を推計し、医療経済実態調査の損益状況の集計区分と同様に、開設者別、病院機能別、入院基本料別に区分して比較する。

4. 報告時期

令和3年11月を目途として報告する。

【論点】

今回の対象期間である令和2年度のデータについては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることを踏まえ、その方法や結果の分析・解釈について、どのように考えるか。

(参考) 補てん状況把握のイメージ

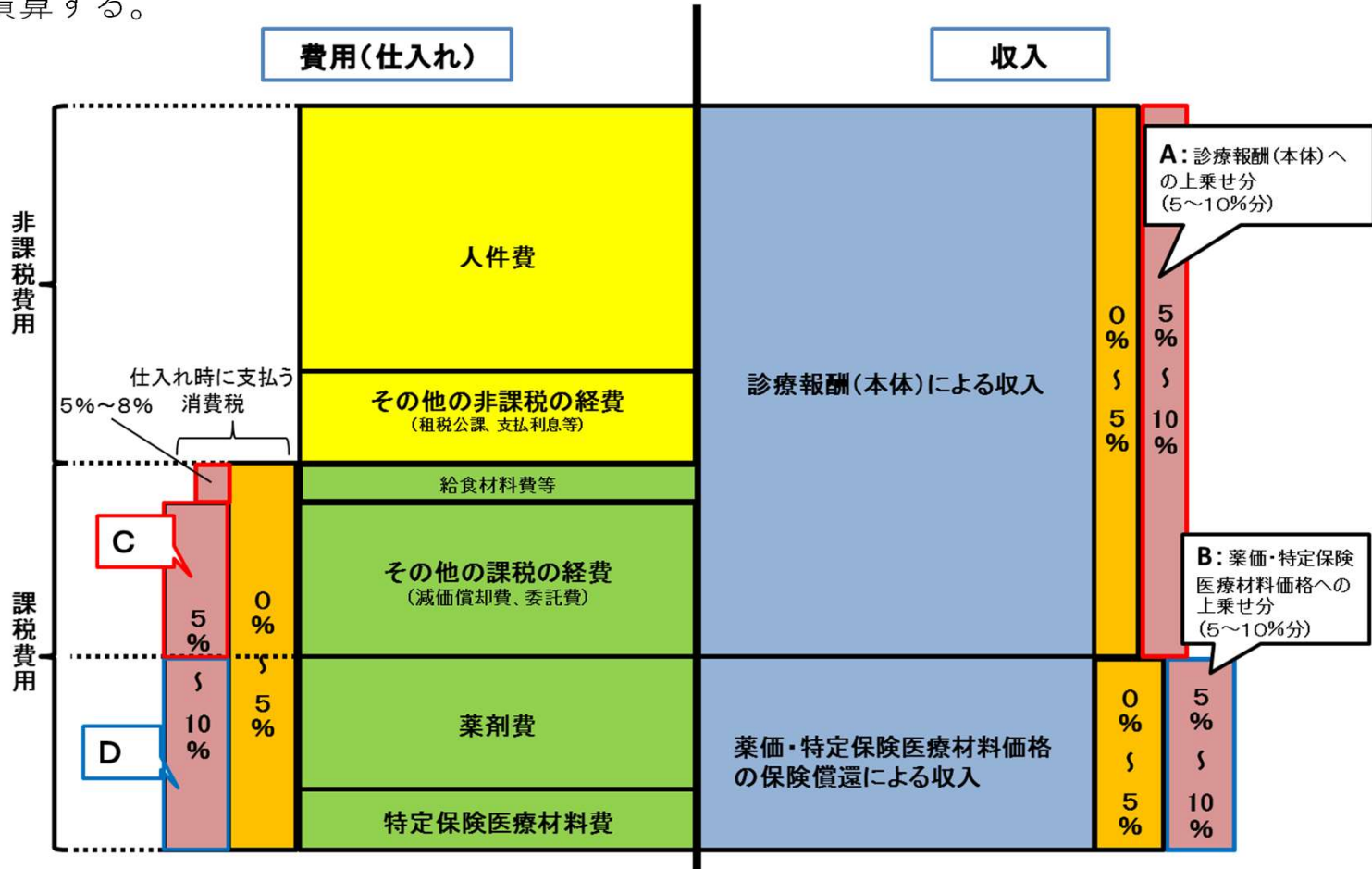
○収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分（下図のAの部分）と、支出のうち課税経費の消費税相当額（下図のCの部分）とを比較し、補てん状況を把握する。

・収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分（Aの部分）

消費税10%引上げに伴い上乗せした各診療項目（初・再診料、入院料等）の点数に、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数に乗じて積算する。

・支出のうち課税経費の消費税相当額（Cの部分）

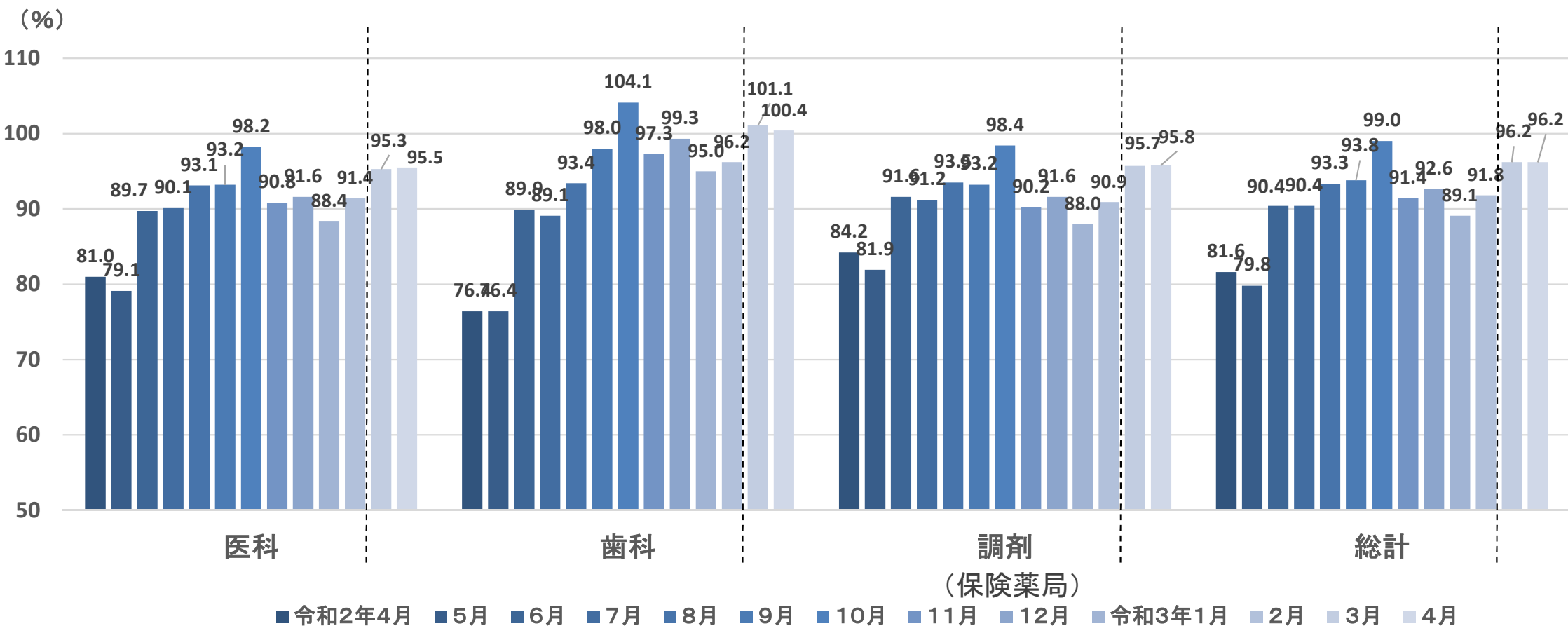
第23回医療経済実態調査のデータより、個々の医療機関等の課税経費額を推計し、「その他の課税の経費」の消費税5%分を積算する。



新型コロナウイルス感染症による医療機関の患者数の変化①（診療種別別）

診療種別別レセプト件数(支払基金・国保連合会分)の前年同月比

(注)令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載



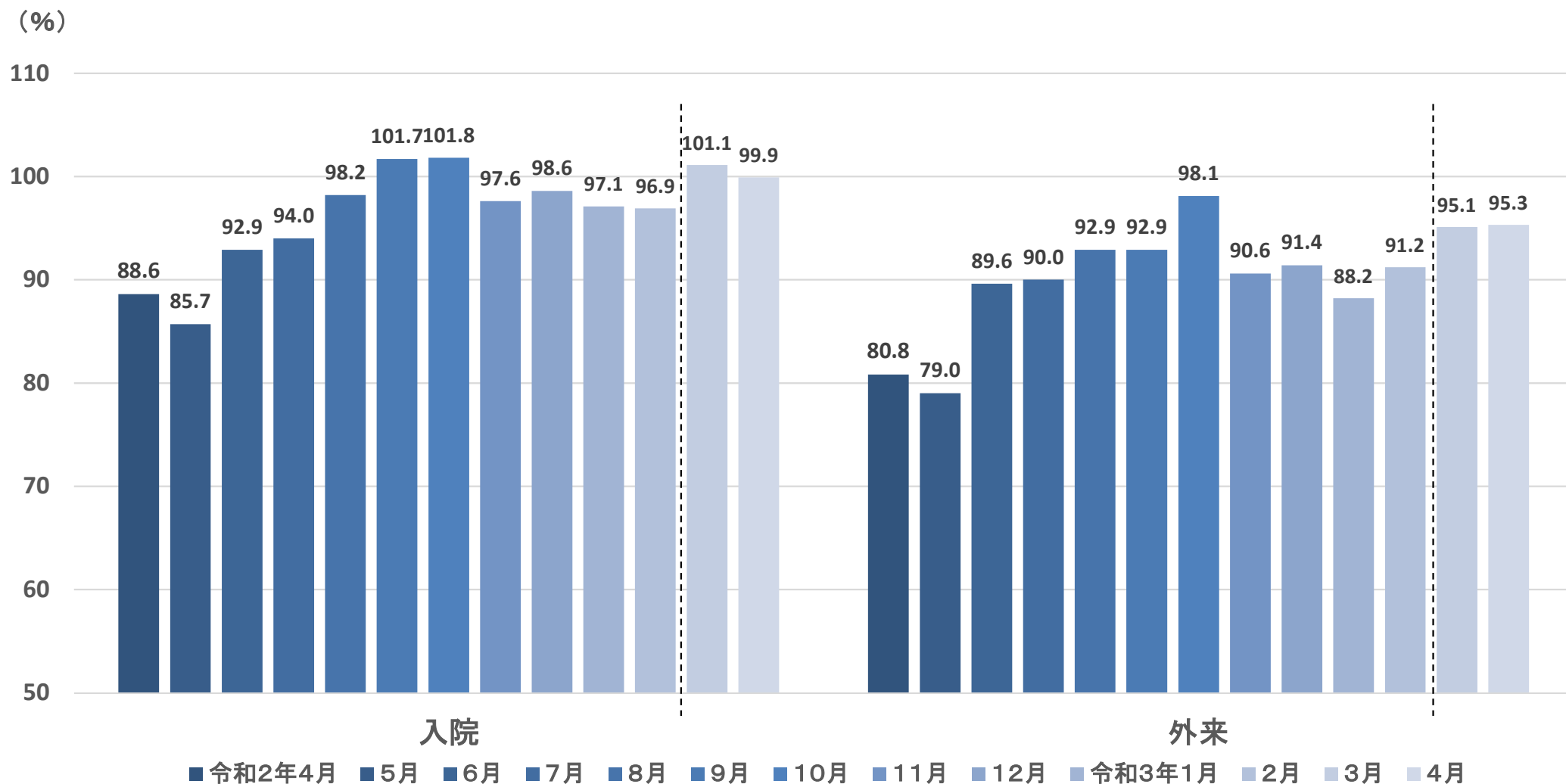
※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報及び国民健康保険中央会ホームページの国保連合会審査支払業務統計によるレセプトの確定件数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。

※2 総計には、訪問看護療養費が含まれる。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の患者数の変化②（医科のうち入院・外来別）

医科のうち入院・外来別レセプト件数(支払基金・国保連合会分)の前年同月比

(注)令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載

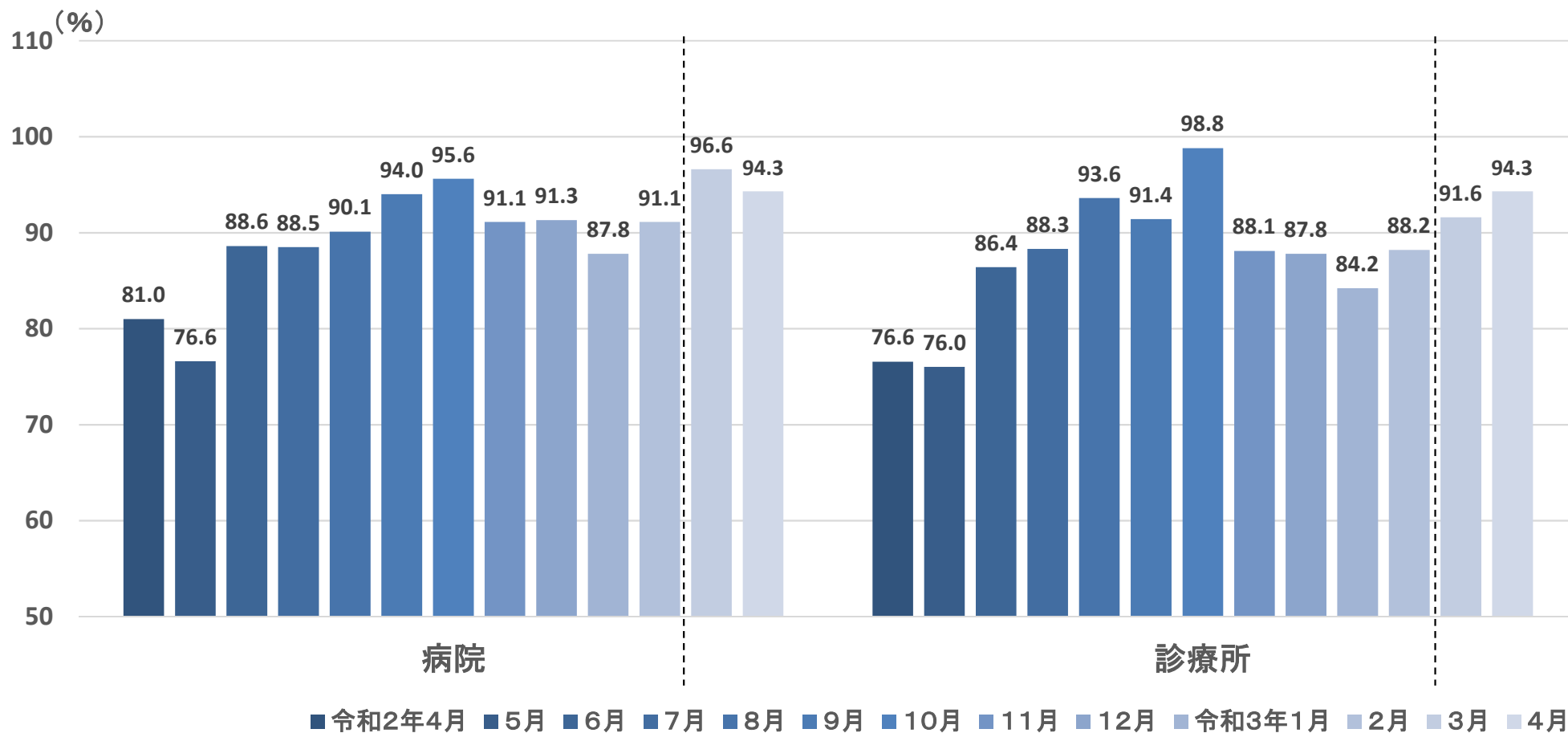


※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報及び国民健康保険中央会ホームページの国保連合会審査支払業務統計によるレセプトの確定件数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の患者数の変化③（医科のうち病院・診療所別）

医科のうち病院・診療所別レセプト件数(支払基金分)の前年同月比

(注)令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載

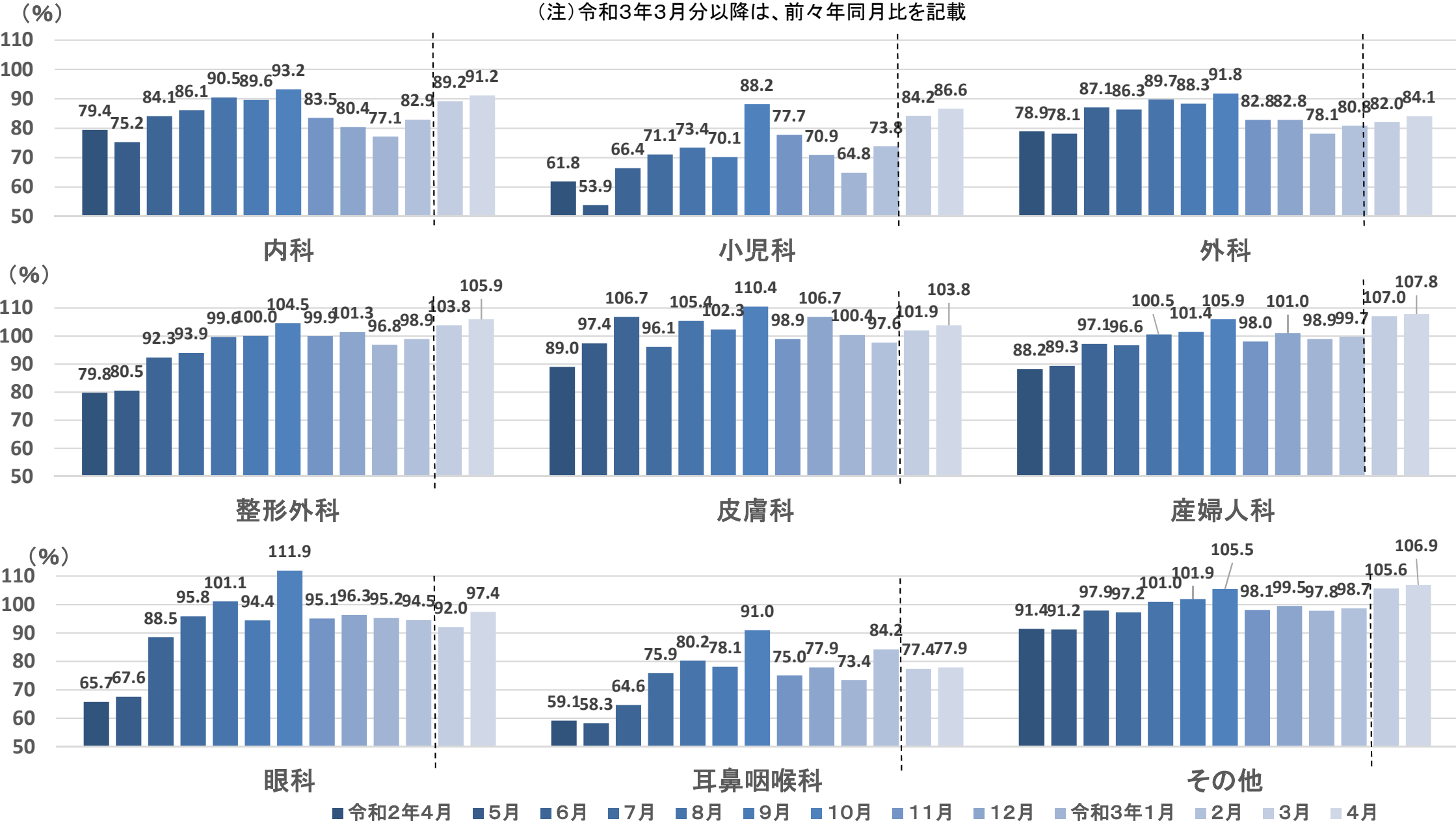


※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報によるレセプト件数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。
 ※2 再審査等の調整前の数値。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の患者数の変化④（医科診療所の診療科別）

医科診療所の診療科別レセプト件数(支払基金分)の前年同月比

(注)令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載



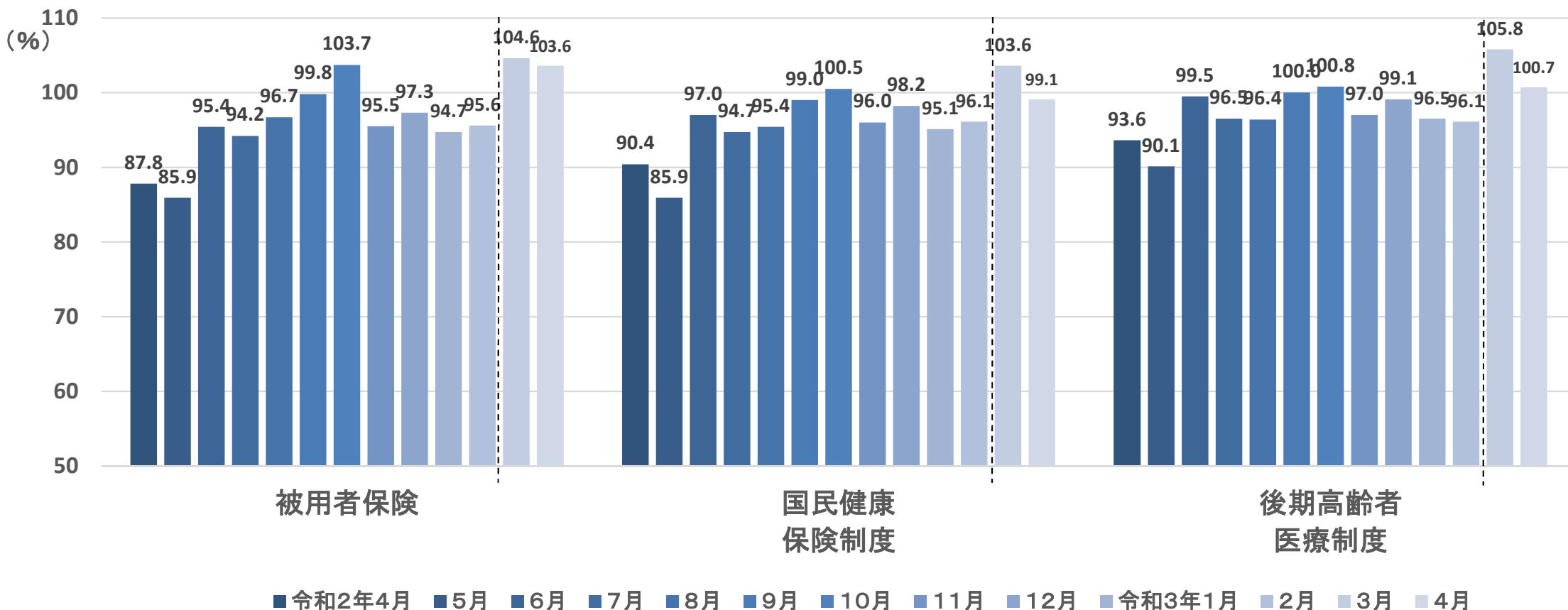
※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報によるレセプト件数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。

※2 再審査等の調整前の数値。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化①（制度別）

制度別レセプト総点数の前年同月比

（注）令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載

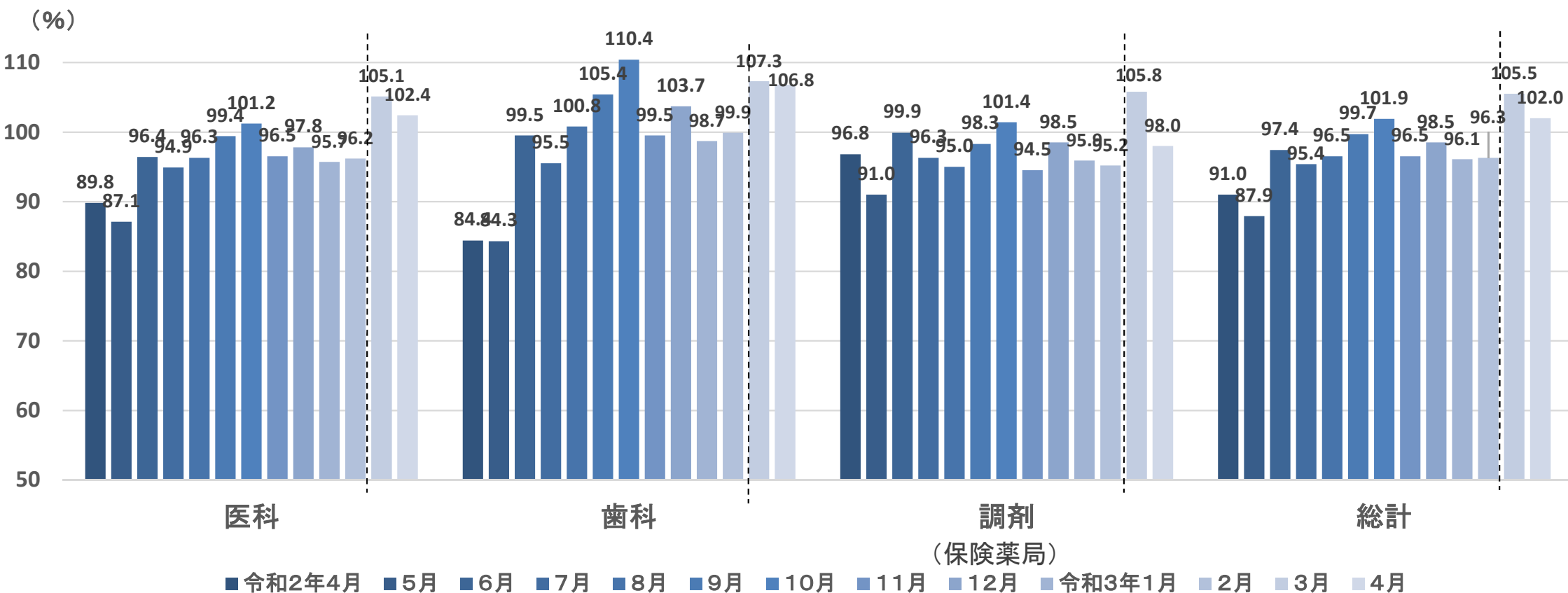


※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報及び国民健康保険中央会ホームページの国保連合会審査支払業務統計によるレセプトの確定点数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化②（診療種類別）

診療種類別総点数(支払基金・国保連合会分)の前年同月比

(注) 令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載



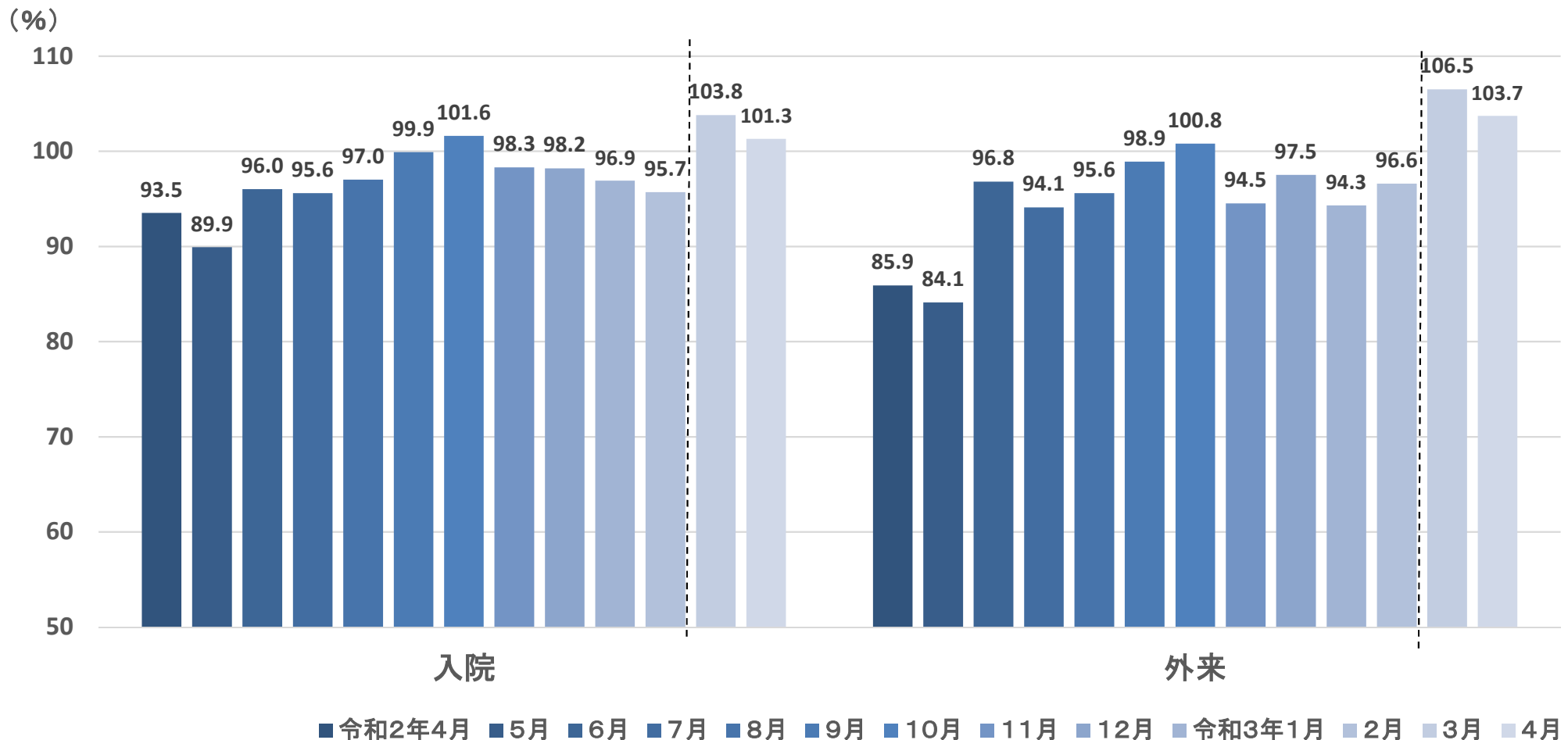
※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報及び国民健康保険中央会ホームページの国保連合会審査支払業務統計によるレセプトの確定点数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。

※2 総計には、食事・生活療養費、訪問看護療養費が含まれる。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化③ (医科のうち入院・外来別)

医科のうち入院・外来別点数(支払基金・国保連合会分)の前年同月比

(注) 令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載

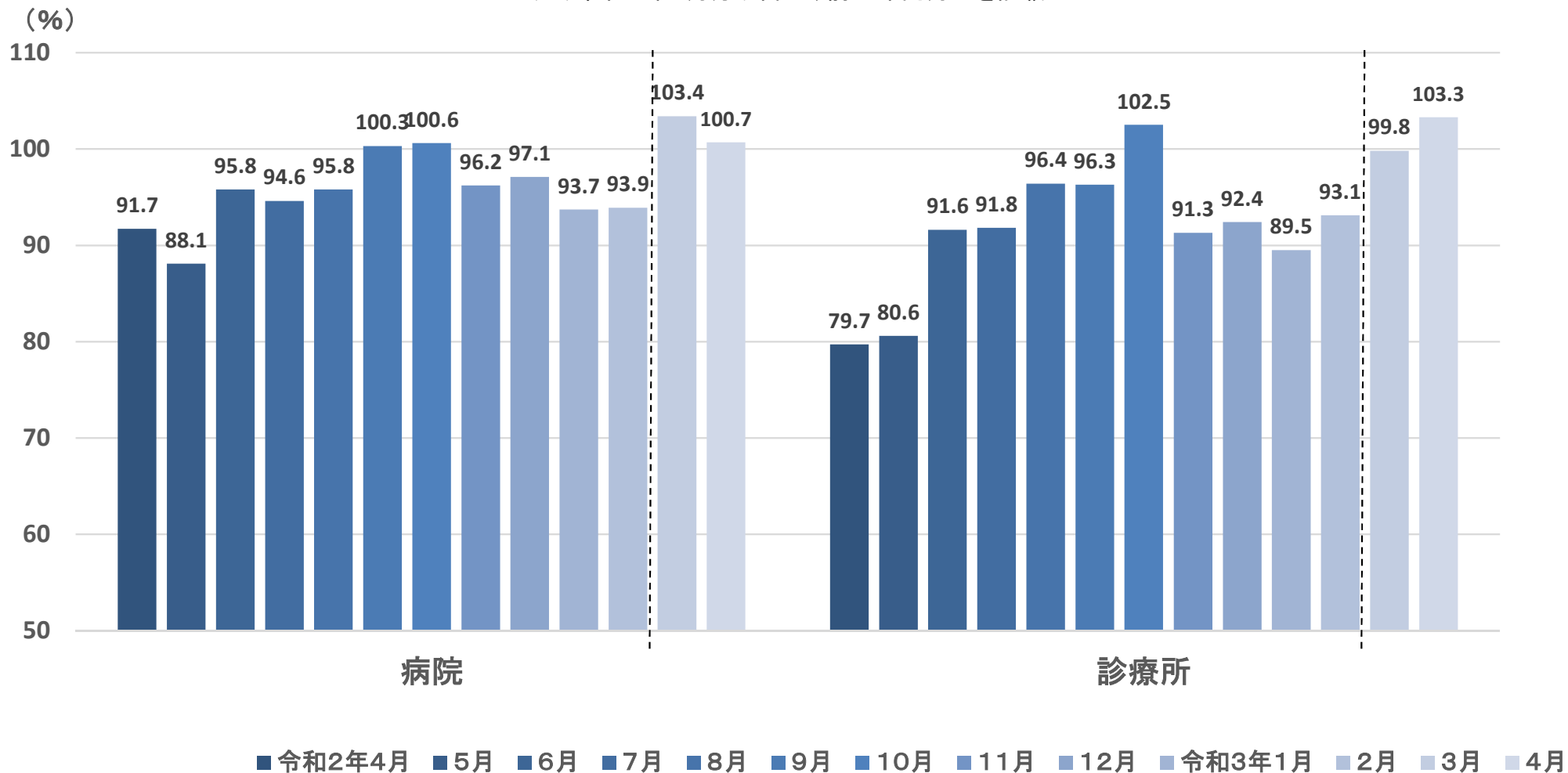


※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報及び国民健康保険中央会ホームページの国保連合会審査支払業務統計によるレセプトの確定点数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化④ (医科のうち病院・診療科別)

医科のうち病院・診療所別点数(支払基金分)の前年同月比

(注)令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載

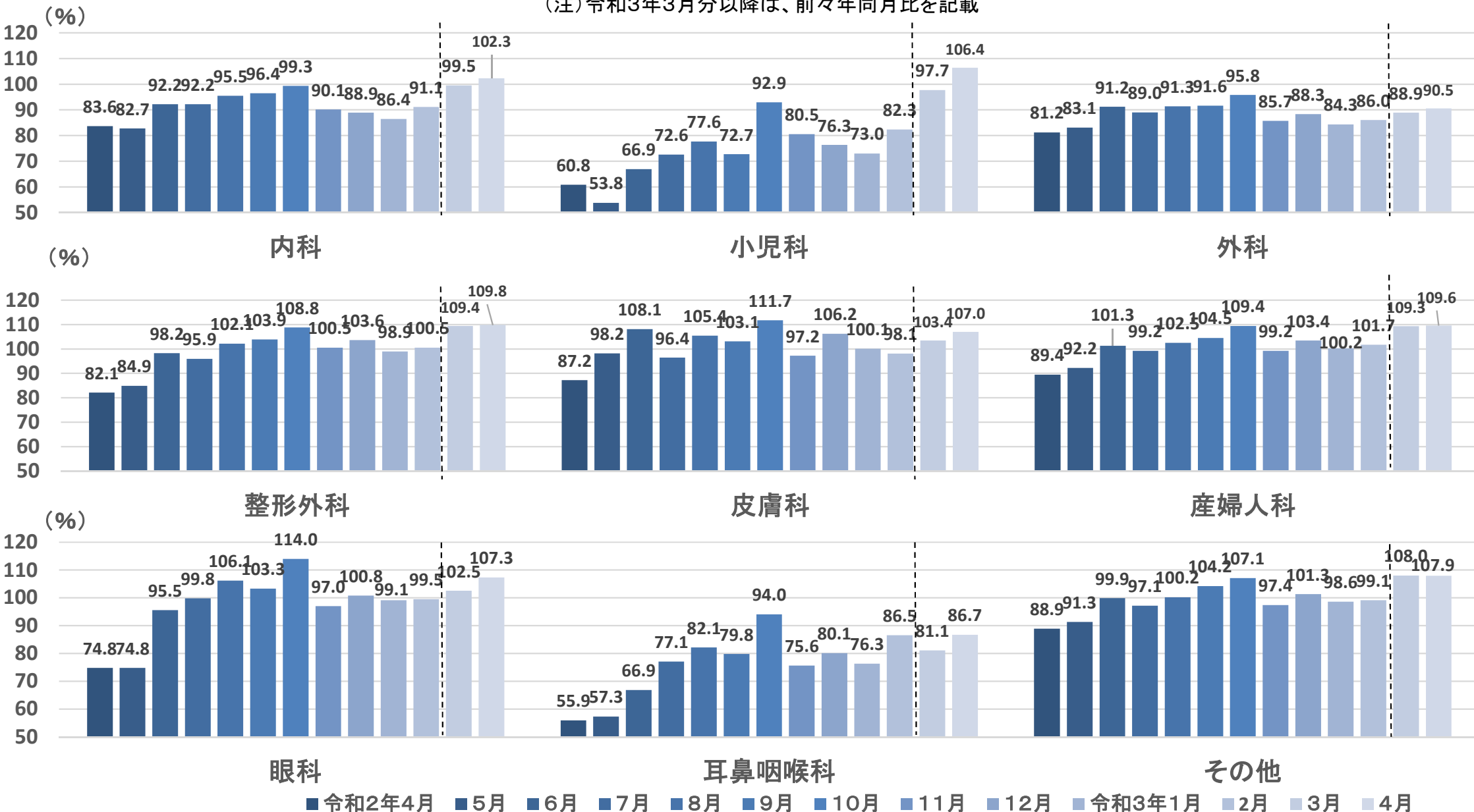


- ※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報による点数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。
- ※2 再審査等の調整前の数値。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化⑤ (医科診療所の診療科別)

医科診療所の診療科別レセプト点数(支払基金分)の前年同月比

(注)令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載



※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報による点数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。
 ※2 再審査等の調整前の数値。